

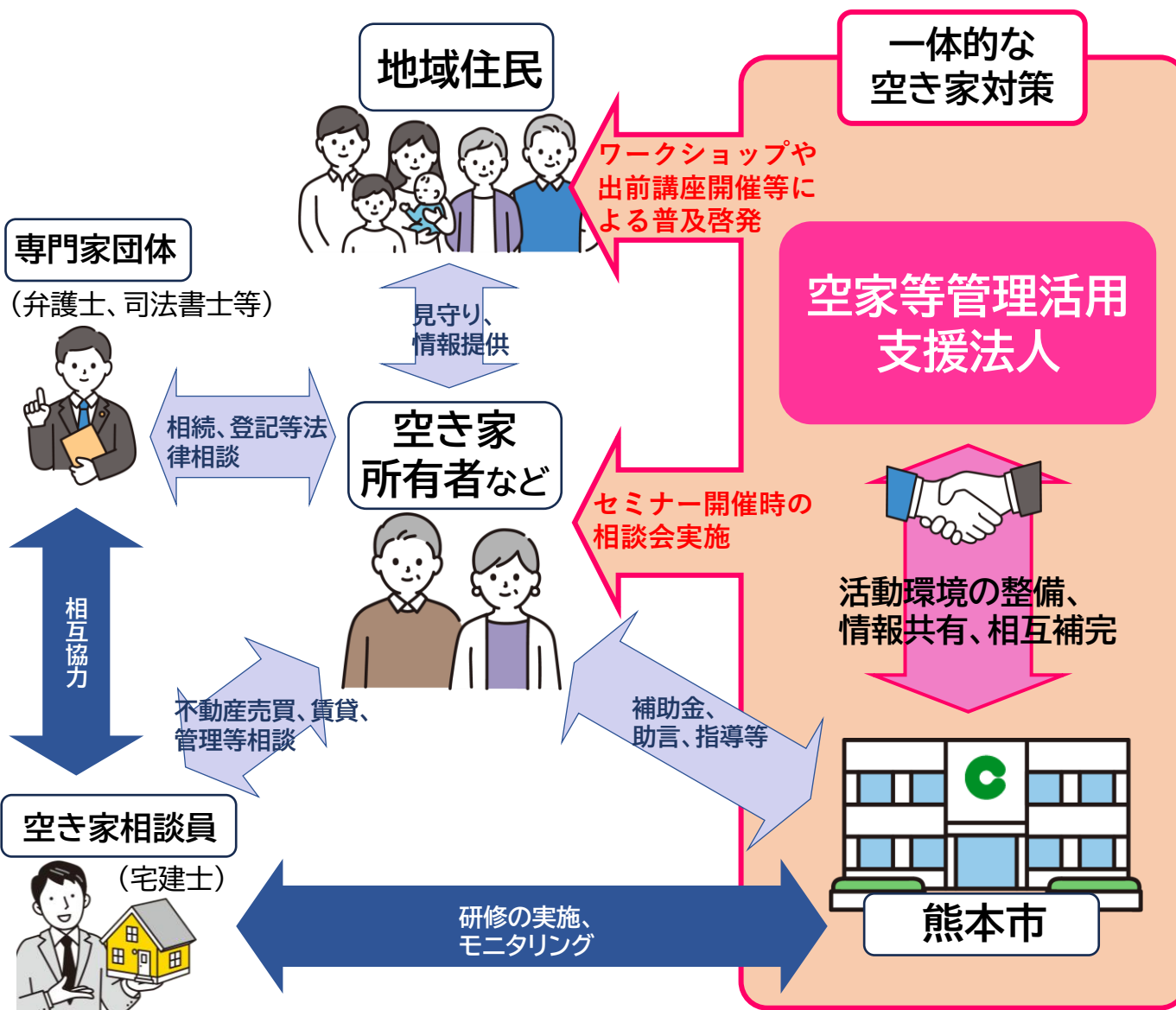
【成り立ち】 令和5年12月に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに創設された制度。

【目的】 民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、市町村の補完的な役割を果たしていくこと。

【熊本市が支援法人に求める役割】

市と連携し、ワークショップや出前講座の開催による普及啓発、セミナー開催時に実施する相談会への対応などに取り組むこと。

■「空き家対策」の支援体制イメージ



■指定の主たる要件

- NPO法人、社団法人若しくは財団法人又は会社のいずれかの法人
- 業務を適正かつ確実に行うことができること
→業務体制や業務の方法、経理的基礎などで判断
- 熊本市と連携して空家等対策に取り組んだ実績があること

■スケジュール

R6.3 第2次熊本市空家等対策計画

→空家等管理活用支援法人の指定を検討する方針

R7.6 市長答弁（令和7年第2回定例会一般質問）

→空家等管理活用支援法人を今年度導入する

R7.8 令和7年度第1回空き家対策研究会

→各専門家団体代表者と意見交換

R7.11 令和7年度第2回空き家対策研究会

→指定方針（案）の決定

R7.12 法人からの申請受付開始

R8.2 支援法人の決定